

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第2号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第15条 略</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35超</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 100分の35</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満</p> <p>2 略</p>	<p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>6月に支給する場合には100分の35超、12月に支給する場合には100分の40超</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>6月に支給する場合には100分の35未満、12月に支給する場合には100分の40未満</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。